Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和８年11月24日
報道発表資料
川崎市（市民文化局）

川崎市民プラザ条例の一部改正に関する意見を募集します

川崎市は、川崎市民プラザ（高津区新作１丁目１９番１号）について、現施設（本館）の利用を令和８年度末で終了し、新たな施設整備に向けた検討を進めています。その中で、当面の間の茶室や日本庭園などの別棟・設備等の有効活用を図るため、令和９年度の管理運営方法等を整理した、川崎市民プラザ条例及び施行規則の一部改正について、令和８年12月１日（水）から令和９年１月６日（水）まで、パブリックコメントにより、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

（川崎市民プラザ条例の一部改正の概要）
・現施設（本館）は、仮囲い設置等の安全確保に資する対応を行い、残材や備品等の搬出・廃棄を進める
・別棟・設備等は、令和９年度は可能な限り利用を継続することとして、効果的・効率的な管理運営方法を検討
・利用実態を踏まえ、利用・開放時間の見直し（午前・午後区分のみとする）を行う
・必要な工事等を行うため、現施設（本館）営業終了と併せて一部の別棟・設備等の利用を休止し、令和９年７月頃を目途に再開する
・令和９年度の利用形態に合わせて、利用可能諸室や利用時間に関する条文を改正する
・市直営で敷地全体の管理運営を行うための、管理の基準等の基本的事項に関する条文を改正する

1 意見の募集期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月６日（水）まで
※郵送の場合は、当日消印有効
※持参の場合は、令和９年１月６日（水）午後５時１５分まで

2 意見の提出方法

郵送、持参、ＦＡＸ、あるいは市ホームページメールフォームのいずれかで提出
※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）」を明記
【提出先】〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市市民文化局市民生活部企画課（市役所本庁舎21階）FAX 044-200-3707
市ホームページ　https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000191776.html

3 資料閲覧場所

各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館、かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟２階）、川崎市民プラザ、市民文化局市民生活部企画課（市役所本庁舎 21 階）、市ホームページ（上記２のＵＲＬにて閲覧できます）

4 その他

（1）　意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
（2）　お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
（3）　電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先
川崎市市民文化局市民生活部企画課　小池
電話 044－200－1480　内線 26103

市民プラザ現施設利用終了後の敷地全体の考え方について

資料１

１　概要

市民プラザ現施設（本館）を令和8年度末で利用終了とし、新たな施設整備に向けた検討を進めている中で、当面の間の別棟・設備等の有効活用を図るため、令和9年度の管理運営方法等を整理し、関係条例等の一部改正に向けた手続を行う。

２　これまでの経過

（１）敷地概要

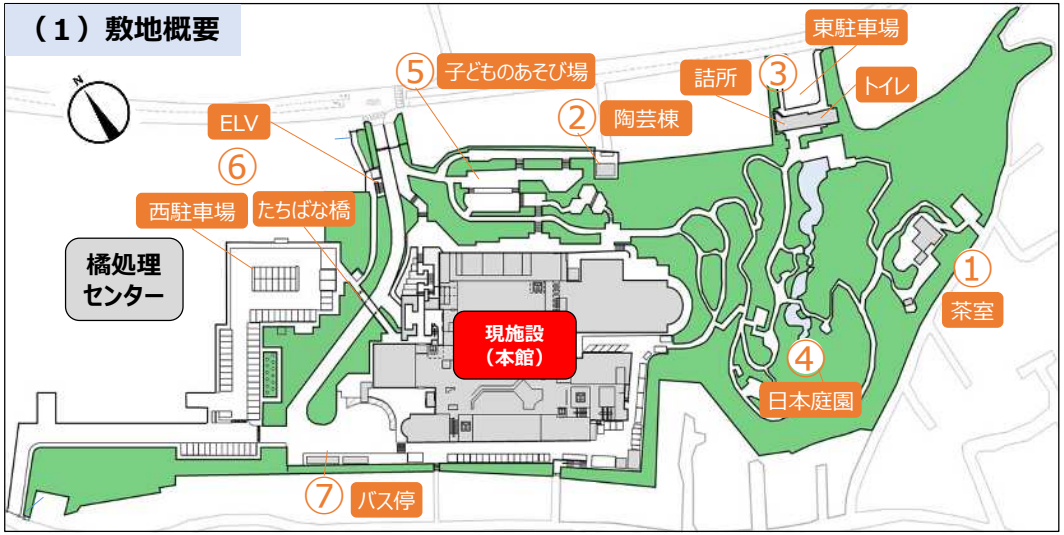

所在地	高津区新作１丁目19番１号	敷地面積	33,580.13㎡	延床面積	12,659.36㎡（茶室含む）
開設	昭和54年５月１日（築47年：令和８年５月１日時点）				
諸室機能	【現施設（本館）】 体育館、プール、ふるさと劇場、会議室、和室　他 【別棟・設備等】 茶室、子どもの遊び場　他				

【別棟・設備等】

別棟	①茶室	・茶室(小高庵)、書院、待合の3棟から構成されている
	②陶芸棟	・現施設(本館)で行われている陶芸講座で利用されている
設備等	③東門(詰所・東駐車場・トイレ)	・東駐車場：14台収容、応急給水拠点に指定されている
	④日本庭園	・自然を活かした散策路など、緑に触れる機会を創出している
	⑤子どもの遊び場	・遊具を設置しており、近隣保育園や児童などに利用されている
	⑥西駐車場・たちばな橋・ELV	・西駐車場：67台収容、ELVは敷地内の高低差解消に寄与
	⑦バス停	・施設利用者だけでなく、近隣住民にも利用されている

（２）経過等

年度	出来事等
S54	●開館、財団法人川崎市指定都市記念事業公社により運営
H24	●市民プラザ条例制定、指定管理者制度導入、宿泊機能の廃止 （川崎市民プラザ条例） 第１条　**市民の健康の増進**及び**文化の振興**を図るとともに、**市民相互の交流の機会を提供**し、もって**市民の福祉の向上に寄与**するため、川崎市民プラザを設置する。
R4	●行財政改革第３期プログラムに基づく「老朽化等を踏まえた今後の方向性」の検討を開始
R5	●耐震２次診断の結果や特定天井の存在から、耐震対策の実施に向けた検討を開始
R6	●「市民プラザの今後の方向性の検討状況について」(R6.11)として、現機能・規模の維持が最適であるかなどの判断を要するため、耐震補強工事設計の実施を再検討することを報告 ●「川崎市民プラザの今後の方向性」(R7.2)（以下、「今後の方向性」という）として、施設の老朽化、未利用・目的外利用の諸室の存在、耐震性の不足・特定天井の存在等各課題への対応等を総合的に判断した結果、耐震補強工事や設備等の修繕に相当な費用を投じて、今後も現施設の機能・規模を維持し続けることは合理的ではないことから、利用者等への影響を考慮し、令和８年度末を目途に現施設（本館）の利用を終了することを公表
R7	●「川崎市民プラザ現施設利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」(R7.11)（以下、「基本的な考え方」という）として、現施設の利用終了後、市民プラザがこれまで果たしてきた役割・機能や、近隣公共施設や地域の状況などを考慮しながら、時代状況に即した社会課題に柔軟に対応する新たな施設整備を進めることなどを公表 ●陳情第124号「「小高庵」を存続させ、令和8年度末以降の継続利用に向けた積極的な検討を求める陳情」が採択(R7.11)
R8	●請願第36号「川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願」が趣旨採択（R8.5） ●「基本的な考え方」に基づき、各区の区民祭等における全８回のオープンハウス型説明会や、全３回の「新たな施設整備に向けたワークショップ」等を開催しながら、新たな施設整備に関する「基本構想（案）」の取りまとめに向けた作業を進めている。





市民プラザ現施設利用終了後の敷地全体の考え方について

資料１

（３）「基本的な考え方」(R7.11)における敷地全体の取扱い

●現施設の解体には、新たな施設の整備と一連の事業として環境アセスメントを実施する必要があることなどから、施設整備の検討と並行して、解体作業に向けた調整を行う。

●**敷地内に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が含まれることから、基礎調査等の結果を踏まえ、敷地全体の考え方の検討を進める。**

●**現施設以外の別棟・設備等について、利用終了後の考え方の検討を進める。**

（４）陳情第124号（R７.11.13審査）「小高庵」を存続させ、令和8年度末以降の継続利用に向けた積極的な検討を求める陳情

陳情の要旨	審査結果
・現時点で取扱いが未定となっている茶室「小高庵」について、存続させ、令和８年度末以降の継続利用に向けて積極的に検討してほしい。	採択

（５）請願第36号（R８/５/27審査）川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願

請願の要旨	審査結果
・利用者、周辺住民、町内会・自治会の声をよく聴いて、これまでの川崎市民プラザが果たしてきた機能・規模を十分考慮して、市民の要望を十分取り入れ、建て替えも含め整備、存続させること。	趣旨採択

３　市民プラザ現施設（本館）利用終了後の敷地全体の考え方

（１）現施設（本館）について

●令和８年度末で利用を終了し、利用終了後の管理方法を検討する。

（２）別棟・設備等について

●新たな施設整備に関する基本構想の検討において、敷地内に存在するレッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）への対応の検討を行っていること等から、**まずは令和９年度の考え方を検討する。**

●**令和９年度は可能な限り利用を継続**することとして、効果的・効率的な管理運営方法を検討する。

（３）現施設（本館）の管理及び別棟・設備等の管理運営について

●**令和９年度については**指定管理者制度は導入せず、**市直営で管理及び管理運営を行う。**

●令和１０年度以降については、レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）への対応の方向性を含めた新たな施設整備に関する検討の状況や現施設（本館）の管理状況、行政需要の確認や民間事業者への意見聴取等を考慮しながら、**令和９年度に整理する。**

（４）令和９年度の敷地全体の考え方

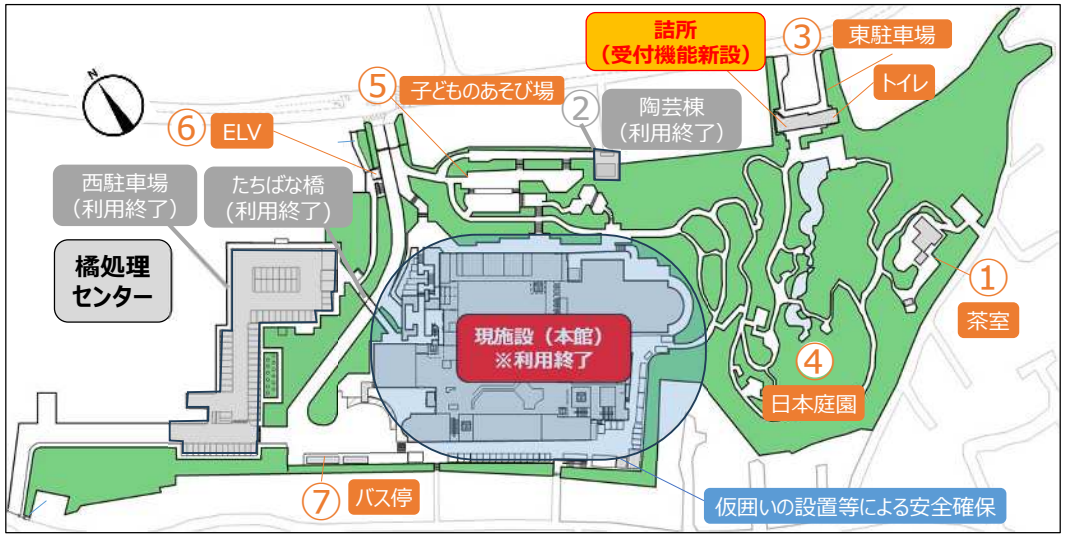

ア）事業方針

●安全かつ効率的な管理運営のもと、新たな施設整備との整合を図りながら、別棟・設備等の活用促進による敷地全体の魅力発信と有効活用を推進する。

イ）現施設（本館）

●仮囲い設置等の安全確保に資する対応を行い、残材や備品等の搬出・廃棄を進める。

ウ）別棟・設備等

●**①茶室、④日本庭園、⑤子どものあそび場及び⑥エレベーターは利用を継続することとして、詳細な管理運営方法等の検討・精査を進める。**

●②陶芸棟は、現施設（本館）と一体的に利用されていることなどから、現施設（本館）と併せて利用を終了する。

●現在は現施設（本館）で行っている**受付機能は、③東門詰所に移設する。**

●駐車場は、③東門付近の「東駐車場」の利用を中心として、詳細な運用等を検討する。

●⑦バス停は、現行の運行を基本としつつ、今後の状況の変化を注視する。

●**利用実態を踏まえ、利用・開放時間の見直し（午前・午後区分のみ）を行う。**

●管理運営に必要な工事等が発生するため、現施設（本館）営業終了と合わせて別棟・設備等の利用を休止し、**令和９年７月頃を目途に利用を再開する。**

市民プラザ現施設利用終了後の敷地全体の考え方について

資料１

4　市民プラザ条例の一部改正

（１）市民プラザ条例等の改正内容（想定）

①利用可能な別棟・設備等

・利用を終了する諸室の条文の削除など、令和９年度の利用形態に合わせた改正を行う。



（茶室）



（日本庭園）



（子どものあそび場）



（東門：詰所・駐車場）

②利用時間・区分

・利用時間の変更に伴う利用区分の変更に基づく改正を行う。

	現行	令和９年度
市民プラザ	９：００～２１：３０	９：００～１７：００
茶室	９：００～２１：００ （区分：午前・午後・夜間・全日）	９：００～１７：００ （区分：午前・午後・全日）

③管理運営方法

・現行の市民プラザ条例が、市直営で敷地全体の管理運営を行うことができる規定ではないことから、管理の基準に関する基本的事項等の改正を行う。

※川崎市民プラザ条例施行規則については、条例改正内容に関しての手続等を規定することを想定している。

5　スケジュール

●別棟・設備等の利用に関するスケジュール（予定）	
令和９年３月末	現施設（本館）の利用終了 一部の別棟・設備等の利用及び開放を休止
令和９年７月頃～	別棟・設備等の利用・開放再開（予定）

※令和９年７月分の茶室の利用予約は令和９年４月中下旬頃の受付開始を予定しており、詳細決定後、本市及び市民プラザのホームページ等で案内を行う。

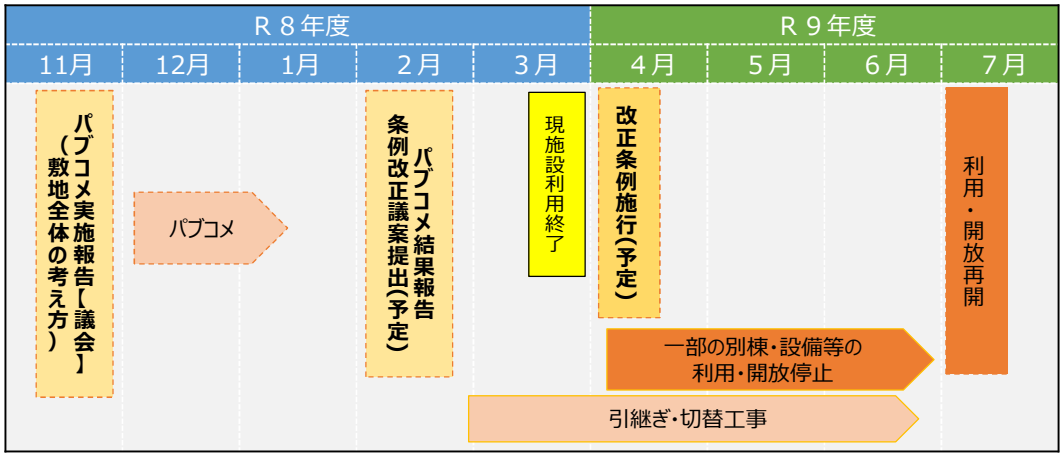

資料２

川崎市民プラザ条例の一部改正について市民の皆様の御意見を募集します

川崎市民プラザ（高津区新作１丁目１９番１号）は、市民プラザ現施設（本館）を令和８年度末で利用終了し、新たな施設整備に向けた検討を進めている中で、当面の間の別棟・設備等の有効活用を図るため、令和９年度の管理運営方法等を整理し、川崎市民プラザ条例及び施行規則の一部改正について、令和８年 12 月１日（水）から令和９年１月６日（水）まで、パブリックコメントにより、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

１　意見の募集期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月６日（水）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※持参の場合は、期間内の開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

２　資料の閲覧場所

（１）川崎市ホームページ

（２）各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館、各図書館

（３）かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）

（４）川崎市民プラザ

（５）市民文化局市民生活部企画課（川崎市役所本庁舎２１階）

３　意見の提出方法

（１）川崎市ホームページ

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページへアクセスし、専用フォームから提出

URL　https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000191776.html

（２）郵送・持参

〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎 21 階

川崎市　市民文化局市民生活部企画課　宛て

市ホームページ

（３）FAX

044-200-3707

※１　意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※２　電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御承知おきください。

※３　個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合にのみ利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき適正に取り扱います。

※４　御意見に対する個別回答はいたしませんが、類似の内容ごとに整理・要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて、後日、川崎市のホームページ等で公表します。

４　問合せ先

川崎市　市民文化局市民生活部企画課　電話　044-200-1481